

始
◀

5 6 7 8 9 4 5 6 7 8 9 4

14.5

559

14.5-559



1200501217696

財團〔三井報恩會〕資料時間下に於ける社會事業の推移
法人第三十
六号時局下に於ける社會事業の推移

三井報恩會

法財人團
三井報恩會

時局下に於ける社會事業の推移

資料第參拾六號

14.
55.

時局下に於ける社會事業の推移

目 次

- 一、近代社會事業の發達 一
- 二、時局下に於ける社會事業の概況 四
- 三、厚生省の誕生とその事業 五
- 四、最近制定せられた社會立法 六
- 五、社會事業概念の轉換 七

三、結

語



二五

一八

一、近代社會事業の發達

我が國に於ける社會事業の發達は、比較的新しく實に世界大戰以後のこと
に屬する。即ちそれ以前の我が國社會事業は、概して素朴で、慈善救濟の思
想に立脚した小規模小範圍のものであり、その事業も無告無援の窮民に對す
る生活扶助、施藥救療と云ふが如き消極的なものが多く、所謂「慈善事業」
の域を出てなかつたのである。然るに大正の初期に起つた世界大戰の影響に
依つて、我が産業經濟が一大躍進を遂げるや、之に隨伴して貧困問題をはじ
め思想問題、労働問題等各種の社會問題が生起し、之が對策としての社會事
業は、從來の如き慈善救濟的な觀念及び形態を一變して、茲に始めて近代的
な社會事業が發達することとなつたのである。

即ち、大戰終熄後到來せる深刻な經濟恐慌は、おびたゞしき犠牲者を巷に

汎濫せしむるに至つた。彼等が失業し、困窮し、轉落するに至つた原因は、個人的なものにあらずして、社會的、經濟的、時代的原因による犠牲であることが明らかにされ、又その犠牲者群は少數にあらずして大量であり、部分的にあらずして、全面的な發生であつた。かくてこれらの犠牲者を救濟し、更にそれより派生せる各般の社會問題を處理するためには、從來の如き任意的、恩惠的な慈善救濟事業の力を以てしては到底及ばざることが餘りにも明瞭となつた。こゝに於て斯業は勢ひ社會政策的、社會立法的、公營的への傾向を辿り、その種類及び範圍は著しく擴大せられ、その結果として「社會事業」なる名稱が、「慈善事業」にとつて代ることとなつたのである。かくて思想としては、所謂「社會連帶」「共存共榮」といふが如き原理に立脚して、公共の福利増進を目標とすると共に、方法としては、個人的事後的な救濟より更に進んで環境の改善即ち社會狀態、勞働狀態等の改善が重要視せらるゝに

至り、職業紹介、住宅施設等を始めとし、諸般の社會政策、社會事業が要求實施せらるゝに至つた。その結果、都市及び道府縣が直接社會事業を經營實施するに至り、爾來社會事業公營化の傾向は今日にまで及んでゐる。又社會事業に關する行政機關が整備せられたのもこの時であり、内務省地方局に救護課が新設せられたのが大正六年、社會局が創設せられたのは大正九年であつた。

爾來社會事業の重要性は漸次認識せられ、累年行政機構の整備充實、社會立法の制定實施、各種社會事業施設の發達増加を見、今日に及んだのである。殊に昭和年間に入つては、社會事業に於ける割期的立法たる救護法の制定實施、時局匡救事業の施行等未曾有の不況時代に對應して、都市に於ては大規模の失業救濟事業をはじめ各種社會事業の發達を促すと共に、農山漁村に於ては疲弊困憊その極に達したるため、從來は主として都市にのみ集中せられ

來つた社會事業が窮乏農山漁村にまで進出するに至つたのである。

二、時局下に於ける社會事業の概況

滿洲事變以來相次ぐ財政の膨脹と之に伴ふ物價の昂騰は、國民生活の窮乏化と共に軍備の擴張に伴つて廣義國防の見地よりも國民生活の安定が極度に要請せられつゝあつたのであるが、支那事變の勃發はこの氣運に拍車をかけるに至り、社會事業乃至社會政策の實施擴充が著しく促進せられた。更に時局の進展と共に政治、經濟、社會等國の一切を擧げて完全なる戰時體制下に入るや、社會事業も亦その一翼として軍事援護その他國民生活定定の上に全力を傾注しつゝあるのである。

即ち、軍事扶助法の改正を始めとし、母子保護法の施行、職業紹介所の國營、入營者職業保障法の改正、保健所法、國民健康保險法の施行、職員健康保險法

の公布、健康保險法の改正、恩給及び庶民兩金庫法或は商店法の制定實施等各層を通じて銃後國民生活の安全を期すべき諸法律の制定實施が相次いで行はれ、一方厚生省の新設、軍事保護院、保險院の誕生、社會事業法の制定を見る等社會行政機關並に社會施設の整備統制が急速に達成せられたのである。

(一) 厚生省の誕生とその事業

「國民生活の安定」を重大政策の一として標榜せる廣田内閣の出現によつて、國民保健衛生に關する獨立機關の創設とこれによる社會行政の統一的な遂行の實現が初めて提唱されたところ、國防上の見地からも國民體位の向上に最も關心を有する陸軍は、これに對し「保健社會省」を設置せよとの意向を表明するに至り、政府は當時の企劃廳を中心に關係各省間に於て、新省設置のための審議を開始したのであつた。次いで林内閣を経て近衛内閣に於て

は、更に庶政刷新、内政改革の重要な対策の一として「保健社会省」の新設を聲明し、昭和十二年七月九日これが設置要綱を發表した。かくて政府は設立準備委員會を設けて新省設置の具體的準備を急ぎ、その經費は第七十一臨時議會の協賛を得て、「保健社会省」の誕生は愈々確定的となつたのであるが、支那事變の深刻化に伴ひ一時その開設は遲延の餘儀なきに立至つたところ、事變は益々重大化すると共に愈々長期にわたることとなり、軍事援護事業をはじめ銃後各般の社會施設の普及徹底等戰時下に於ける重要対策の實施は、却つて新省の設置を促進し、遂に昭和十三年一月十一日に、待望の新省は、その名も「厚生省」と改められて茲に誕生をみたのである。

厚生省の名が生れるまでには、「社會保健省」「保健社会省」「衛生省」「社會省」「濟生省」等色々の名稱が提唱され、その内容に於ても幾多の變遷を見たのであるが、厚生省誕生後に於けるその機構と内容は、凡そ次の如くである。

る。

その機構は、當初大臣官房の外體力、衛生、豫防、社會、勞働の五局と臨時軍事援護部、保險院から成立つてゐたのであるが、昭和十三年四月に傷兵保護院並に職業部が、同年十月に失業對策部が夫々設けられ、更に翌十四年七月には傷兵保護院と臨時軍事援護部とが合併されて軍事保護院となり、現在では五局二院二部から成立つてゐる。

今厚生省の分課規程により、主として社會事業に關係ありと認められる管掌事項を摘記すれば、凡そ次の如くである。

社會局

保 護 課

- 一、救護及救療ニ關スル事項
- 一、罹災救助ニ關スル事項
- 一、社會事業ノ助成ニ關スル事項

一、方面委員ニ關スル事項

一、社會事業統計ニ關スル事項

一、恩賜濟生會ニ關スル事項

一、財團濟生會ニ關スル事項

一、他課ニ屬セサル社會事業ニ關スル事項

兒 童 課

一、母子保護ニ關スル事項

一、少年教護ニ關スル事項

一、兒童虐待防止ニ關スル事項

一、保育隣保ノ施設ニ關スル事項

一、其ノ他母性及兒童ノ保護ニ關スル事項

生 活 課

一、生活ノ規正ニ關スル事項

一、服裝ノ改善ニ關スル事項

一、生活統計ニ關スル事項

一、人口問題ニ關スル事項

住 宅 課

一、地方改善ニ關スル事項

一、協和事業ニ關スル事項

一、公益質屋、公設ノ市場、宿泊所其ノ他社會福利施設ニ關スル事項

一、低利資金ノ融通ニ關スル事項

住 宅 課

一、住宅ノ供給ニ關スル事項

一、地代家賃ノ統制ニ關スル事項

一、住宅組合法ノ施行ニ關スル事項

一、其ノ他住宅ニ關スル事項

勞 動 局

勞 政 課

一、一般勞動政策ニ關スル事項

一、勞動者ノ教養及生活刷新運動ニ關スル事項

一、勞動者ノ福利ニ關スル事項

指 導 課

一、労働者災害扶助法ニ關スル事項

監督課

一、工場法ニ關スル事項

一、工場労働者最低年令法ニ關スル事項

一、鑛業及鑛業ニ於ケル労働衛生ニ關スル事項

一、商店法ニ關スル事項

賃金課

一、労働者ノ賃金ニ關スル事項

一、退職積立金及退職手當法ニ關スル事項

體力局

企畫課

一、體力向上ノ企畫ニ關スル事項

一、體力管理ニ關スル事項

一、體力調査ニ關スル事項

體育課

一、體育運動ノ調査研究及指導ニ關スル事項

施設課

一、母性、乳幼兒及兒童ノ體力向上ニ關スル事項

一、運動場其ノ他體力向上ノ施設ニ關スル事項

衛生局

保健課

一、保健所及ビ衛生指導ニ關スル事項

一、栄養ノ改善ニ關スル事項

一、衣服及住宅ノ衛生ニ關スル事項

豫防局

優生課

一、民族優生ニ關スル事項

一、精神病ニ關スル事項

一、花柳病ニ關スル事項

一、癞ニ關スル事項

一、慢性中毒ニ關スル事項

結核課

一、結核ニ關スル事項

職業部

總務課

一、勞務資源ノ調査ニ關スル事項

一、勞務動員計畫實施ノ總括ニ關スル事項

一、職業適性ノ研究ニ關スル事項

一、失業ノ救濟ニ關スル事項

監理課

一、職業紹介所ノ監理及監查ニ關スル事項

一、勞務要員ノ幹旋充足ニ關スル事項

一、職業指導ニ關スル事項

一、入營者職業保障法ノ施行ニ關スル事項

登録課

一、國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項

一、國民徵用ニ關スル事項

一、技能者ノ養成ニ關スル事項

一、職業補導ニ關スル事項

規制課

一、勞務者ノ募集、勞務供給事業及私營職業紹介事業ニ關スル事項
一、學校卒業者使用制限ニ關スル事項
一、從業者雇入制限其ノ他勞務者ノ使用及雇入ノ規制ニ關スル事項

失業對策部

總務課

一、失業狀況ノ查察ニ關スル事項

一、失業對策ノ企畫ニ關スル事項

一、失業對策委員會ニ關スル事項

轉職課

一、豫備登録ニ關スル事項

一、轉職指導ニ關スル事項

一、解雇及雇入ノ調整ニ關スル事項

事業課

一、職業補導施設ニ關スル事項

一、授産及内職ノ施設ニ關スル事項

一、其ノ他救濟施設ニ關スル事項

保險院

一、健康保險ニ關スル事項

一、労働者災害扶助責任保険ニ關スル事項

一、健康保険ノ保健施設ノ實施ニ關スル事項

一、國民健康保険ニ關スル事項

軍事保護院

扶助課

一、軍事扶助法ノ施行ニ關スル事項

- 一、召集解除者及除隊者ノ援護ニ關スル事項
- 一、他ノ主管ニ屬セザル軍人援護ニ關スル事項
- 一、恩賜軍人援護會ニ關スル事項
- 一、財團軍人援護會ニ關スル事項
- 一、軍人援護團體ノ指導監督ニ關スル事項

援護課

一、軍人遺族ノ援護ニ關スル事項

一、軍人援護相談所ニ關スル事項

一、育英助成ニ關スル事項

指導課

一、指導教化ニ關スル事項

一、表彰ニ關スル事項

一、一般國民ノ教化ニ關スル事項

一、大日本傷痍軍人會ニ關スル事項

業務課

一、雇傭制度ニ關スル事項

一、職業指導及就職援護ニ關スル事項

一、生業助成ニ關スル事項

一、傷兵院法ノ施行ニ關スル事項

一、温泉療養ニ關スル事項

補導課

一、職業再教育ニ關スル事項

一、學資給與ニ關スル事項

一、失明傷痍軍人ノ保護ニ關スル事項

一、義肢及作業補助具ニ關スル事項

醫療課

一、結核及精神障礙ノ療養ニ關スル事項

一、委託療養及居宅醫療ニ關スル事項

一、其ノ他、他課ノ主管ニ屬セザル醫療ニ關スル事項

以上によつて觀るも、これを過去十數有餘年の久しきにわたつて社會行政の中樞機關として存續してきた内務省社會局（社會部、労働部、保險部）の

機構と比較するまでもなく、厚生省の事業は、どの局、どの課、どの係の一斷面をとり上げてみても、國民の實生活に觸れざるものではなく、何れも廣義國防を目標とした國民生活の安定と國民體位の向上を主眼として居り、從つてその領域は著しく擴大せられたと共に、從來謂はれ來つた狹義な意味の國民生活の安定のみを目標とせるものでないことが容易に察知せられるのである。

(二) 最近制定せられた社會立法

厚生省の誕生、支那事變の發生と相俟つて、國民生活の安定を確保し、國民體力の増進を企圖せんがため最近制定公布せられた社會事業關係法規及び時局下の社會情勢に即應せんがため改正せられた關係法規を摘記すれば、次の如くである。

昭和十一年

思想犯保護觀察法

方面委員令

退職積立金及退職手當法

昭和十二年

職業紹介法(改正)

救護法(改正)

入営者職業保障法(改正)

軍事扶助法(改正)

國民健康保険法

母子保護法

保健所法

船員法

結核豫防法(改正)

昭和十三年

社會事業法

商店法

庶民金庫法

恩給金庫法

昭和十四年

船員保險法

昭和十五年

司法保護事業法

職員健康保險法

昭和十六年

健康保險法(改正)

昭和十七年

花柳病豫防法(改正)

昭和十八年

國民體力法

昭和十九年

國民優生法

(三) 社會事業概念の轉換

今次事變は社會事業の領域、施設、内容のみならずその觀念にも一の變化

を齎した。社會事業より社會政策への聲は近年頻りに唱へられたところであるが、單なる保護救濟より更に國民の生の充實と發展とを志向するものとして「厚生事業」の觀念が導入され、殊に國家的必要から國民體位の向上とその基礎的條件たる國民生活の安定を企圖せんがために厚生省が新設せられたのと相俟つて、社會事業觀念を止揚し「厚生事業」の觀念を以て置き代ふべしとする氣運は、最近殊に濃厚となりつゝある。即ち新しい指導理論の下に社會事業の再組織が論ぜられ、從來の社會法に對し「厚生法」の主張が興りつゝあることは、蓋し當然のことゝは云ひながら注目すべき事柄である。

「社會事業とは何ぞや」と云ふことは、今日に於ても明確に定義され、その定説が行はれてゐるものではない。時代の變化と之を行ふ目的、方法、範圍、主體及び對象等、等の條件如何によつては、その指導理論にも消長變遷は免れ得なかつたのであるが、兎にも角にも我が國に於ける近代社會事業が世界

大戦を契機として一躍大發展を遂げ、主として社會連帶觀念の下に今日まで支配され、指導され、成長し來つたことは已に述べた通りである。然るに今や我が國は、新東亞建設の大業を達成せんがため國家總力をあげて邁進しつゝあつて、此の使命完遂のためには人的資源の培養充實が強度に要請せられつゝある。即ち直接的な兵員の充足を初め軍需產業は勿論、生産力擴充計畫に伴ひ人的資源を確保し、勞務の需給調整が緊要である。從來は職業を得ること能はざるものに對し職業を與へることが、所謂職業保護事業の觀念であつたのが、今日に於ては國家はより多くの勞働力を求め、國民登錄乃至は從業者の雇入制限、學校卒業者の使用制限、技能者の養成等の諸制度が行はれて、現存の勞働力を必要に應じて極度に合理的に配置利用せんとし、更に將來に向つてはより多くの人的資源の培養を要求してゐる。この事態は從來の職業保護の觀念からは相當距離のあるものと云はざるを得ない。又人的資源が行はれてゐる。

源の培養と國民の健康増進體力増進を急速且徹底的に企圖せんがためには、今や母性及び乳幼兒の保護、榮養の改善、結核の撲滅、性病の退治と國民の純潔、民族優生のための斷種と優生結婚の獎勵、多子家庭の表彰、國民の體力管理、乳幼兒の検診、疾病的治療及び豫防乃至國民醫療制度の改革等、各種の計畫と實行が、國民全般を對象として進められつゝある。從來より社會事業の重要な部門を占め來つた軍事援護事業も亦、今日に於ては過去の救濟的觀念を揚棄して、國家當然の責任として、遺家族及び傷痍軍人の扶助や援護が行はれてゐる。

こゝに於てかくの如き時局下の態勢に處するに、從來の社會事業概念を以てしては遂に包攝しきれなくなり、社會事業概念を止揚してその上位概念として厚生事業概念が構成せられ來つたのである。

昭和十三年に開催せられた六大都市社會事業協議會は「廣義國防の見地よ

り國民體位の向上、國民生活の安定の線に沿ひ、從來の社會連帶的思想に基き救貧を中心とする社會事業觀念並に之が體系を再吟味し、併せて厚生省の設立及び諸社會政策的立法の成立等を考慮し、以て都市社會事業の範圍を擴大し其の事業及び機構の改廢擴充を圖らんとす」との意見を開陳し、注目をひいたのであるが、翌十四年には、「在來都市窮乏層に對する事後の救貧性を止揚し、廣く國策の線に沿ふ國防の強化、國力の伸長に寄與する市民厚生事業として新たに再出發するの要切なるものを認」め、「斯業の再組織内容を整備擴充して其の合目的なる新發展を圖り、協力使命の達成に邁進せんことを期す」る旨の決議を行つてゐる。

かくて厚生事業は、「國家的見地に於て、國民の生の充實と發展を志向して、精神上、身體上、職業上、經濟上及び政治上等の諸手段により、生活上の保護及び指導をなす公私の施設である」とし、「其の對象たる要保護者を、一國

發展の基礎たる人的資源の保護乃至培養と云ふ積極的な目的の下に高い一國全體の立場からみ、社會事業をはじめ、國民の保健、衛生、體位向上を目的とするもの及び國民生活の安定を目的とするものを合せて、厚生事業の領域として把握し」とうとるのである。或は又次の如くにもいはれてゐる。即ち現在我が國は物的並に人的資源の開發を極度に必要としてゐるのであるが、物的資源の開發は廢品の再生利用にまで及んでゐるが如く、人的資源に於ても從來の社會事業の對象者を貧困なるが故に救濟するに非ずして、人的資源として勞働力の殘存する限り之を救護し、訓練し、人的資源にまで再生せんとする。人的資源に於ける廢品の回收は社會事業獨特の分野であつて、新東亞建設の段階に於ける社會事業指導理論の據點をそこにまで押進めんとしてゐる。

社會事業と厚生事業との關係に於けるが如く、社會法に對する「厚生法」

の新しき概念としては、「社會法は、均衡の思想に基き、社會の盲目的勢力を規整して、社會的強者と社會的弱者との勢力關係を調和せんとするに止まるに反して、厚生法は、一國發展の基礎たる人的資源の培養と生活安定とをはかるもの」とし、「國民の保健、衛生、體力向上、優生などに關する法の如く、社會法の領域に屬せざる一聯の法をも、自己の領域内にとり入れたるもの」と論ぜられてゐる。

従つて從來社會事業の基礎的思想とするところは、社會連帶主義であつたのに對し、厚生事業を基礎づける根源的な思想としては、國家主義、國民主義、日本主義等といつた言葉で表現され得るものであり、かかる國家意識を基調として厚生事業が運營される以上、斯業は益々公營化の傾向を辿りつゝある。かくて時局下に於ける我が國社會事業は、その意志すると意志せざると拘らずその觀念及び之に伴ふ方法、内容等の轉換が要求せられ、又既にその

轉換が行はれつゝあるの現狀である。

三、結語

由來我が國社會事業は、世界大戰、關東大震災等を契機として著しい發展を遂げてきた。未曾有の今次事變に際會しては、更に過去の如何なる時代よりも、より偉大な飛躍を遂げるであらうことは想察するに難くない。蓋し社會事業が常に新しい時代に即應して眞にその効果を擧げんには、刻々に推移する社會情勢に對應して共に進展し、共に變化することを要し、寸時も停滞退歩することを許さぬことは、當然のこと、謂はねばならぬ。が、如何に社會事業が時代と共に變化し、轉換し、飛躍しようとも、斯業がその究極に於て「人」を對象とする仕事である以上、最も尊重されなければならぬのは、人格とその精神である。よしそれが「厚生事業」と稱ばれようとも、

斯業に協力献身する人には、専門的な智識技能、圓満なる常識、最高の教養と共に千萬人と雖も吾往かむの自主獨往の精神と友愛奉仕の灼熱的心情を求めてやまぬのである。殊に我が國社會事業は、上歷朝の仁政を中心として、下國民の同胞相愛、隣保相扶の淳風を基調として行はれ來つてゐる。億兆齊しく 陛下の赤子としてその所を得ざるものなきを期し給ふ 御仁慈の大御心を奉戴して、その徹底を期し、畫策實踐するところに、我が國社會事業の特色がある。従つて新東亞建設の新時代に即應する指導精神は、この我が國三千年來の傳統的精神を根底として打ちたてられなければならぬ。

一五〇

昭和十五年四月二十三日印刷

昭和十五年四月二十五日發行

東京市日本橋區室町二丁目一番地

發行者 法團 三井報恩會

鈴木正美

不許
複製

東京市京橋區銀座四丁目四番地

印刷所 會社 細川活版所

東京市京橋區銀座四丁目四番地

印刷者 北川武之輔

【非賣品】

14.5

559

終